

令和８年（２０２６）年５月２８日

専決処分報告について

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る工事請負契約については、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和２７年教育委員会規則第６号）第１条第９号の規定に基づき、令和６年１月定例教育委員会の議決後、市議会（令和６年第一回定例会）の議決を経て、契約締結された。

今般、同工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、下記のとおり、市議会（令和８年第二回定例会）に報告することから、教育委員会に報告するもの。

記

工事請負契約の変更についての専決処分

- 1 事業名 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業
- 2 請負金額 「６，００６，０００，０００円」を
「６，３３１，４１３，０００円」に変更
- 3 契約の相手方 豊・大建・産紘・建吉・竹内共同企業体
代表者 熊本市東区山ノ内１丁目３番１号
株式会社 豊工務店
代表取締役 鉄谷 浩之

福岡市博多区住吉３丁目１番１号
株式会社 大建設計 九州事務所
九州事務所長 湯原 洋史

熊本市南区出仲間９丁目６番１６号
株式会社 産紘設計
代表取締役 南 卓宏

熊本市中央区坪井6丁目38番15号
株式会社 建吉組
代表取締役 笹原 健嗣

熊本市東区尾ノ上4丁目20番11号
株式会社 竹内工務店
代表取締役 竹内 浩二

4 専 決 日 令和8年4月1日

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業 工事請負契約の変更内容

契約約款第27条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく請負代金額の変更を行うもの

○契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第27条 請負代金額の改定方法は、別紙1に記載する「請負代金額の改定方法」のとおりとする。

別紙1 請負代金額の改定方法（第27条関係）

建設・工事監理業務の請負代金額の改定に関する基本的考え方は、以下のとおりである。

- ・建設・工事監理業務の請負代金額（公租公課を除く。）については、本請負契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、提案書提出日の属する月の「建築費指数・工事原価一学校（RC）－都道別指数（福岡）：建設物価建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）」を用い、本施設の着工時期の同指数と比較して1.5パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じて請負代金額の改定を行う。
- ・建設・工事監理業務の物価変動に基づく請負代金額の改定は、次式によって表されるものとする。

本施設の建設工事の物価変動率＝【本施設の工事着工日の属する月の建築費指数】÷【令和5年（2023年）11月の建築費指数】－1

※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率＞0.015の場合

改定後の施設整備費＝提案時の施設整備費×（1＋（物価変動率）－0.015）

物価変動率＜－0.015の場合

改定後の施設整備費＝提案時の施設整備費×（1＋（物価変動率）＋0.015）

※ 施設整備費は、別紙2表「工事費相当額」とする

別紙2 請負代金の支払い方法（第34条関係）

1. 請負代金の構成

事業期間中、発注者が受注者に支払う請負代金項目は、以下のとおりである。

表 請負代金の構成

項目	費用
ア 設計費相当額	設計費、事前調査費、近隣対応費、電波障害調査費、本事業に伴う確認申請等に要する諸費用（構造適合性判定手数料含む。）、その他設計業務を実施する上で必要な費用
イ 工事費相当額	建設工事費、グラウンド・外構等整備費、什器・備品等の調達及び設置費、既存校舎等の解体・撤去費、近隣対応・対策費、電波障害対策費、事後調査費、その他建設業務を実施する上で必要な費用
ウ 工事監理費相当額	工事監理費、その他工事監理業務を実施する上で必要な費用